

大東興運株式会社 輸送安全目標シート

2009年4月1日作成

輸送の安全性向上のための基本方針

当社は、人命尊重を旨とし、運輸関連法令を遵守した上で、全社員で「輸送の安全」確保に努めていきます。

方策

- 1 当社の最重要課題は、「輸送の安全」であることを認識します。
- 2 「輸送の安全」を達成するために、「輸送安全目標」を設定します。
- 3 当社は、運輸関連法令の遵守を確実にします。
- 4 「輸送の安全性向上のための基本方針」「輸送安全目標」及びその達成結果、「事故に関する統計」「万一、行政処分が行われた場合の改善状況」を社内に掲示して公開します

2009年4月 大東興運株式会社 代表取締役 菅原 善蔵

「輸送の安全性向上のための基本方針」の開示方法と実施状況(年度末にチェック)

掲示 仮眠室 休憩室 掲示板 点呼場 点呼時に唱和 YES

当社の輸送安全目標及びその達成状況は次のとおりです。

当社の今年度(2009年4月～2010年3月)の輸送安全目標

目標 人身事故発生0(ゼロ)

1 達成状況(6ヵ月後:9月末現在)

達成状況(1年後:3月末現在)

目標達成のための措置(実施計画)

2	措置(計画)	毎月第三土曜日を定例研修会とする。	実施済・未実施
	措置(計画)	事故事例等、情報を集め活用する。	実施済・未実施
	措置(計画)	遠隔地でのアルコールチェッカーの導入	実施済・未実施
	措置(計画)	みまもりくんの完全実施。	実施済・未実施

【備考】

処分内容公開書 (大東興運株式会社)

輸送の安全にかかる行政処分の内容 記載日 2009年4月1日

行政処分なし

主たる事務所の位置

営業所名

営業所の位置

処分年月 年 月 日 | 処分内容 | 日車 | 主な違反条項

違反行為の概要

当該違反点数 点 | 累積違反点数 点

なぜ、上記のような行政処分が下されたのか(原因) 記載日 年 月 日

上記、内容に基づき、講じた(講じようとする)措置の内容 記載日 年 月 日

上記、措置を講じた後の改善状況 記載日 年 月 日

輸送の安全に係る行政処分の事例及び原因

- 輸送の安全確保命令
- 運行管理者にかかる規定違反
- 自動車事故報告規則に基づく届出等にかかる規定違反
- 過積載の防止にかかる規定違反
- 点呼にかかる規定違反
- 運転者に対する指導監督指針違反

等

自動車事故報告規則	事故統計記録書 (大東興運株式会社)	2009年4月～2010年3月
第二条	事故内容	件数
1 一号	自動車が転覆、転落し火災が生じた事故	0
2 一号	踏切に於いて鉄道車両と衝突、接触した事故	0
3 二号	死者が生じた事故	0
4 二号	自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号に掲げる障害が発生した事故: 1	0
5 二号	自動車損害賠償保障法施行令第五条第三号に掲げる障害が発生した事故: 2	0
6 三号	自動車に積載された危険物、火薬類、高圧ガス、核物質等が飛散又は漏洩した事故: 3	0
7 五号	運転者の疾病により、事業用自動車の運転継続が不可能になった事故	0
8 六号	自動車の装置(4)の故障により、自動車の運行が出来なくなった事故	0
9 七号	その他、自動車事故の発生防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて指示した事故	0
合計		0 件
1:	脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの 大腿又は下腿の骨折 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの	備考
2:	脊柱の骨折(1の傷害を除く) 上腕又は前腕の骨折(1の傷害を除く) 内臓の破裂(1の傷害を除く) 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの(1の傷害を除く) 十四日以上病院に入院することを要する傷害(1の傷害を除く)	
3:	詳細は、自動車事故報告規則第2条三号を参照	
4:	原動機及び動力伝達装置 車輪及び車軸、そりその他の走行装置 操縦装置 制動装置 はねその他の緩衝装置 燃料装置及び電気装置 車枠及び車体 連結装置 乗車装置及び物品積載装置 前面ガラスその他の窓ガラス 消音器その他の騒音防止装置 ばい煙、蒸気のあるガス、有毒なガス等の飛散防止装置 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器 警音器その他の警報装置 方向指示器その他の指示装置 後写鏡、容ぶき器その他の視野を確保する装置 速度計、走行距離計その他の計器 消火器その他の防火装置 内圧容器及びその附属装置 その他政令で定める特に必要な自動車の装置	